



© ICRC/A. Shehrazad

NEWSLETTER

第 20号

赤十字国際委員会ニュースレター

150 years
of humanitarian action

【目次】

コラム・世界の現場から	1
特集：“赤十字運動”とは	2
日本とICRCの関わり	3
赤十字の輪・駐日事務所通信	4

世界の現場から

パキスタン

1947年に独立してから65年間、ICRCは同国で支援を続けてきました。しかし2012年4月、南西部のクエッタで医療プログラムの担当マネージャーが殺害されたことで同国での安全に対する懸念が高まり、ICRCの活動は以来、縮小傾向にあります。現在でも活動範囲と規模については、当局と調整を続けています。

そのような中、私たちは北部と西部の17カ所のリハビリテーション・センターに対する支援を拡充。サービスの長期的持続性を確保するため、北部のムザファラバードのリハビリテーション・センターはアザド・ジャンム・カシミール州政府に移管されつつあります。

武力衝突や自然災害などによって引き離された家族の連絡再開・維持する支援も継続し、国外で收容されている被拘束者が家族と定期的に連絡が取れるよう尽力しています。同時にイスラム社会での長年の経験を踏まえて、国際人道法(IHL)と人道の基本原則について文民・軍部高官や市民社会代表と議論する機会も設けています。パキスタン赤新月社が実施する緊急災害管理サービス、広報活動や離散家族支援などの活動のサポートも続けています。

南スーダン

東部ジョングレイ州で頻発する武力衝突により、何千もの人々が家を追われています。私たちは被害を受けた人々への支援と医療ケアを拡充していますが、辺境の地である同州は面積が広大で、避難先が日々変わることから、柔軟な対応が迫られています。

雨季(6月-11月)は陸路でのアクセスが断たれるため物流面で困難を極めます。医療備品、食料、水、農作物の種など必要最低限の物資が支援を必要とする人々に届くよう最大限努めています。また外科チームを同州ピボール南部のドレインに過去3回派遣。7月から既に100名近くの負傷者に手術を行い、国境なき医師団とともに徹底した術後ケアも提供しています。

ICRCは昨年末に内務省と締結した合意によって、国内の被拘束者との面会を許可されています。

首都ジュバを含む5カ所の收容所に1,800人以上の被拘束者を訪問し、処遇改善に向けた調査結果を行政府と共有しました。南スーダン赤十字社とは、離散家族再会支援など長期的プログラムに協働で取り組んでいます。

シリア

紛争により甚大な被害を受けているシリア北部の都市アレッポの東部、デイエ・エゾル、ラックア、ダマスカス郊外県では、電力、水、ゴミ収集といった行政サービスが滞りつつあります。多くの浄水施設が攻撃を受けたため水の供給が厳しい状況にあり、ゴミが収集されずに野積みになっている地域もあります。このままでは、病気の蔓延や寄生虫の発生が危惧されるため、私たちはシリア赤新月社と協力して、8月から下記の衛生状態改善プロジェクトに取り組んでいます。

- 地域の水委員会に技術支援と、くみ上げポンプや発電機などの設備を提供
- 避難民が居住する8つの行政区45カ所で水、家屋、衛生設備の改善支援を継続(その他、3つの行政区の4カ所ではプロジェクトを完了)
- 西部ハマーにある赤新月社支部に450名の慢性疾患患者の治療を含む医療支援を提供
- 26万人に食料支援を提供
- 7万人に衛生物資(シャンプー、石鹸、洗剤、生理用品等)を配付

ICRCやシリア赤新月社が立ち入りを禁止されている封鎖地域の多くでは、医療必需品、食料、水が不足しています。またダマスカス郊外県では、医療品や医療従事者の支援が行き届かないことで苦しんでいる人々が増え続けています。IHLは、被害を受けた人々への人道支援の円滑なアクセスを紛争当事者に対して定めています。ICRCは化学兵器使用の禁止も含めて、今後もIHLの遵守を呼びかけていきます。

【表紙の写真】
ICRCが支援するリハビリテーションセンターで、定期健診を受ける患者(パキスタン)

「状況は最悪だ。市街は全滅し、全病院の8割が破壊または壊滅的な被害を受けている。回復したと思われる患者は、白血球の死滅や内臓の負傷により突然致命的な再発に見舞われる。多くが死に瀕している」

これは、原爆投下後初めて広島入りしたICRC職員フリッツ・ビルフィンガーが、当時の駐日首席代表であったマルセル・ジュノーに1945年8月31日に送った打電です。ビルフィンガーが広島に到着する前から、792名の日本赤十字職員とボランティアが約31,000名の被害者の治療にあたっていました。

ビルフィンガーの証言と日赤医師や看護師による患者の所見は、原爆の人道インパクトが重大であるという強い確信を赤十字に与えました。また、その後の調査により、人道上の安全確保のための唯一の方法は「このような兵器を禁止・廃止するための法的拘束力のある条約の確立である」という信念に到達しました。このことは現総裁ベーター・マウラーが様々な国際的場面で言及しています。去る8月6日には、広島原爆を生き延びた銀杏の種子を、ジュネーブのICRC本部の庭に植樹。原爆の惨劇が二度と繰り返されないように願う私たちの思いとともにこの木が育つことを望んでいます。

今日、世界最大の人道支援組織の国際赤十字・赤新月運動を生むきっかけとなった第一回赤十字国際会議の開催から、10月29日で150周年を迎えます。長年、活動を続けられるのも、ICRCを支援する各国政府や私たちの活動に関心を寄せてくれるみなさんのお陰です。この日は、そうしたご厚意に感謝の意を表する日でもあるのです。

ヴィンセント・ニコ
ICRC駐日代表

最新情報は
公式Twitterで配信
@ICRC_jp



ICRC

"赤十字運動"とは 誕生から150年を迎えて

創始者アンリー・デュナンが唱えた、傷ついた人々を敵味方の区別なく救う「赤十字思想」は、赤十字国際委員会(ICRC)、国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)、そして各国の赤十字社・赤新月社の三つの機関によって受け継がれています。この三機関を総称して、国際赤十字・赤新月運動(以下 赤十字運動)と呼ばれていて、世界最大の人道支援ネットワークです。各組織の運営は独立して

いるものの互いに協力し合って活動しています。例えば各国赤十字社に区分される日本赤十字社は、紛争地におけるICRCの支援活動に日本人医療スタッフを派遣するなど様々な局面で協力して人道支援に取り組んでいます。今回の特集では、赤十字運動の活動内容とその意思決定メカニズムについて説明します。



2013年5月8日の世界赤十字デーには、150周年を記念してマラソンなどのスポーツイベントを世界中で開催。赤十字運動の関係者が時差でタスキをつないだ。

国際赤十字・赤新月運動 (赤十字運動)

赤十字・赤新月社運動を構成する各組織の活動内容は、運動規約によりその役割が異なりますが、「人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性」という七つの基本原則を共有し活動しています。



ICRC

赤十字 国際委員会 (ICRC)

ICRCは、戦争や武力紛争の犠牲を強いられた人々に対して人道的保護と支援を行う、公平にして中立、かつ独立した組織です。紛争の際に、赤十字運動が実施する国際救援活動を指揮・調整し、国際人道法や人道原則の普及にも努めます。

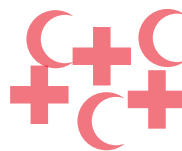


国際赤十字・ 赤新月社連盟 (IFRC)

IFRCは、赤十字運動の原則に基づき、189の各社による人道支援活動を啓発、促進し、最も支援を必要とする人々の生活を改善するために活動しています。自然・人的災害の犠牲者、難民、保健分野で緊急支援を必要としている人々を対象とした国際支援活動を指揮・調整します。国際舞台では、各国赤十字社・赤新月社の代表を務めます。



日本赤十字社



各国赤十字社・ 赤新月社

現在189カ国に存在する各国赤十字社・赤新月社は、赤十字運動の原則に基づいた支援活動を実施している組織です。各国の公的機関の下部組織として、災害復興、保健・社会プログラムなどの人道分野で様々な支援を提供しています。各社が赤十字運動の一員となるためには、まずICRCによる承認が必要となります。

赤十字国際会議

赤十字運動の最高決議機関は、原則四年に一度開催される赤十字国際会議(International Conference)で、ジュネーブ諸条約加入国政府代表、ICRC代表、IFRC代表、各国赤十字社・赤新月社代表が参加します。同会議では、重要な人道問題を議題に掲げ、参加国・組織が人道的活動を実施する上での指針となる決議が採択されます。

2011年11月にジュネーブで開催された第31回赤十字国際会議では、「国際人道法の強化」、「国際災害対応法(IDRL)の強化」、「地域での人道的活動の強化」、「保

健医療の強化」という四つの課題について議論が行われ、課題に取り組むため、九つの決議が採択されました(表1参照)。

2013年11月にシドニーで開催される 赤十字運動代表者会議

四年に一度の赤十字国際会議に向けて、二年に一度、国際赤十字代表者会議(Council of Delegates、以下代表者会議)が行われます。代表者会議では、赤十字内の足並みを揃えるため共通の戦略を立てる一方で、赤十字国際会議で協議する議題についても採択します。

次回の代表者会議は、今年の11月17-18日の日程でオーストラリア・シドニーで、「150年にわたる人道支援活動」というテーマで開催されますⁱⁱ。前回2011年11月の代表者会議で、核兵器は国際人道法に反するとして「核廃絶決議」が採択されたことを受け、今年の5月15日に広島で検討会議が開かれました。24カ国から赤十字社・赤新月社、ICRC、IFRCのメンバーが参加。各国の赤十字社・赤新月社がホームページなどに国際赤十字としての立場を自国の言語で表明して関連資料を掲載することや、国内で啓発活動に取り組むことなどを内容とする行動計画案を策定しました。この計画案はシドニーでの代表者会議に提出され、各国赤十字社・赤新月社による審議を経て採択される予定です。

i 赤十字国際会議はその規模の大きさから世界的な人道問題に多大な影響を持ちますが、参加国・機関に対する直接的な強制力はありません。

ii 会議の詳細(英語): <http://www.icrc.org/eng/who-we-are/movement/council-delegates/index.jsp>

決議1 武力紛争犠牲者の法的保護の強化	決議7 国際災害対応法(防災・災害対応・復旧に関する規制障壁への取り組み規範的枠組みの強化)
決議2 国際人道法の履行にかかる四カ年行動計画	決議8 パレスチナ赤新月社とイスラエル・ダビデ赤盾社間の2005年11月28日付け活動調整にかかる合意の履行に関する覚書
決議3 移民/尊厳/多様性の尊重、社会参加の確保	決議9 今後の行動「わたしたちの世界、あなたの行動へ人道のために」("Our World, Your Move - for Humanity")
決議4 政府の補助機関としての各国赤十字社の強化/ボランティア活動の促進	
決議5 紛争及びその他暴力下における医療活動の尊重と保護	
決議6 医療保険アクセスの格差/女性・児童の負担軽減	

前号では、日本とゆかりの深い元ICRC駐日代表マルセル・ジュノーの生涯について紹介しました。ジュノーは、長崎に原子爆弾が落とされた日の昭和20年8月9日に日本に到着し、医薬品や物資を伴って被爆後の広島へと駆けつけました。そこで目の当たりにしたのは、戦争によって何もかもが失われた壊滅的な惨状だったのです。

大戦の悲惨な教訓から条約改正へ

第二次世界大戦は、かつてないほどの国民総力戦が繰り広げられ、戦闘員と民間人を合わせて、4千万から6千万もの死者を出したと言われています。中でも、広島と長崎への原爆投下や、ナチス政権下におけるユダヤ人大量虐殺など、民間人への攻撃が増大した結果、双方の死者の割合はほぼ同等となりました。これは、戦闘員と一般市民が10:1の割合で犠牲となった第一次世界大戦とは異なり、過去に例を見ないほど多くの民間人が犠牲になったことを裏付けています。

こうした悲惨な戦争から、いかに犠牲者を保護するか。戦後のICRCは、戦争犠牲者の保護を目的とした国際人道法の軸となるジュネーブ条約を改訂し、民間人が確実に保護と支援を受けることができるよう、積極的に働きかけました。



1864年8月22日に結ばれた、初のジュネーブ条約の表紙

ジュネーブ条約の起源と発展

ジュネーブ条約の起源は1864年まで遡ります。赤十字の創設者アンリー・デュナンを中心に、陸戦の傷病兵の保護を謳った全文10カ条から成る最初のジュネーブ条約が採択されました。ジュネーブ条約に加入していない国での赤十字社の設立が承認されなかったことから、日本では、日本赤十字社の前身であった博愛社が政府に掛け合い、22年後(1886年)に条約加入を果たしました。その後もICRCが主導して、変化する戦地の状況に対応するためジュネーブ条約の

改訂・拡充が進められ、日本もその都度、数年後に加入していきます。1899年には保護範囲も陸戦から海戦における傷病兵の保護(全14カ条)へと拡大し、翌年1900年に日本が加入。1904年に勃発した日露戦争では、両国とも兵士に対してジュネーブ条約に対する教育をしたことから、違反事例は過去の戦争に比べて大幅に減少。日本は国際社会から高い評価を受けました。



日露戦争中、ロシアの負傷兵を助ける日本人医療スタッフ

ところが、第一次世界大戦後に成立した捕虜の待遇に関する条約(全97条)に、当時の日本は調印するものの批准しないまま第二次世界大戦へと突入します。日本政府は、捕虜に関する情報を適切に提供しないなど不誠実な行動をとったり、東條英機陸相が発した「戦陣訓」の中の「生きた捕虜囚ノ辱メヲ受ケズ」などの兵教育が外国人捕虜への軽視に繋がったとみられています。そのため、捕虜を見せしめとして国民の目にさらしたり、戦時中の日本産業を補うため過酷な労働を強いるなど、捕虜の名誉と尊厳を踏みこむこともありました。(第二次世界大戦下の日本についての詳細はNewsletter第17号をご覧ください)

第二次世界大戦が終結するとまもなく、民間人の死者が半数を占めた大戦の惨禍を教訓に、ICRCをはじめ、各国政府や赤十字社からの専門家が中心となりジュネーブ条約を全面改訂。

第一条約(陸上における傷病兵や医療要員、医療施設などの保護、全64カ条)、第二条約(海上における傷病兵、難破者、医療要員、病院船などの保護、全63カ条)、第三条約(捕虜への人道的待遇、全143カ条)へと拡充し、第四条約(占領地を含めた戦地において、一般市民及び戦闘に参加していない人の保護、全159カ条)から成る

ジュネーブ四条約が1949年8月12日に成立しました。

この条約には当初17カ国の代表が署名しましたが、今では世界で唯一、全ての国が加入している条約となっています。日本は、1949年当時占領下にあったため、協議に参加はできませんでしたが、第二次世界大戦中の捕虜に対する非人道的扱いなどの反省から、サンフランシスコ講和条約の義務を履行する形で、1953年4月に加入しました。

改訂の意義と成果

1949年のジュネーブ四条約は、これまでのジュネーブ条約の欠陥を補って、国際人道法を大きく発展させました。具体的には、戦争の規模や兵器の威力が強大化したことで民間人に大勢の犠牲者が与えたことから、戦時において戦闘員だけでなく、民間人を保護するための第四条約が新たに締結されたことです。これにより、敵国内あるいは占領地域内を問わず、民間人は攻撃されず、保護の対象になることが規定されました。

さらに注目すべき点は、四つの条約のいずれにも共通する第三条が設けられ、国家間以外の武力紛争において人道の最低規則を尊重するよう義務付けていることです。つまり、あらゆる時・場所において、a)殺傷、虐待、拷問、b)人質、c)人間の尊厳を汚すこと、d)裁判によらない刑の宣告及び執行を禁止しています。内戦にも適用されるこのような条約が成立したのは、長い戦争法の歴史において初めてのことでした。

日本の憲法では戦争を放棄していますが、ジュネーブ四条約は国内紛争や騒乱にも適用されるため、日本に対する武力攻撃が万が一発生した場合、日本はもちろん相手国にも条約の義務が同様に課されることとなります。これにより日本国民の生命が一層保護されることになるのです。



1949年、4カ月にわたり審議されたジュネーブ条約改訂のための外交会議

参考文献

- 井上忠男(2003)「戦争と救済の文明史―赤十字と国際人道法のなりたち」PHP研究所
- 奥脇直也(2011)「国際条約集」有斐閣
- 外務省(2013)「外交青書2013(平成25年版)」日経印刷
- 小池政行(2002)「国際人道法―戦争にもルールがある」朝日新聞社
- 後藤健二(2008)「ルワンダの折リ内戦を生きたびた家族の物語―」汐文社
- 立川京一(2007)「日本の捕虜取り扱いの背景と方針」防衛省防衛研究所「平成19年度戦争史研究国際フォーラム報告書」研究報告
- 藤田久一(1980)「国際人道法」世界思想社
- 日本赤十字社(2006)「赤十字と国際人道法、普及のためのハンドブック」日赤会館
- 毎日新聞(2013/8/29付朝刊社説)「シリア緊迫」
- マルセル・ジュノー(1991)丸山幹正訳「ドクター・ジュノーの戦い―エチオピアの毒ガスからヒロシマの原爆まで(増補版)」勁草書房
- モーリス・トレツ(1988)高藤彦彦訳「国際人道法」白水社

2009	2004	1977	1953	1949	1945	1942	1939	1937	1931	1920	1919	1914	1904	1899	1887	1886	1877	1876	1873	1867	1864	1863	
駐日事務所開設	約追加議定書へ加入	日本赤十字社諸条約追加議定書の成立	ジュネーブ諸条約追加議約へ加入	日本政府、ジュネーブ諸条約の成立	日本政府、ジュネーブ諸条約の成立	終戦	広島・長崎原爆投下	表部設置	赤十字国際委員会駐日代表部設置	太平洋戦争	第二次世界大戦勃発	日中戦争	満州事変	ル記章受章	人が第一回ナイチンゲール記念章受章	日本赤十字社の看護師3人が第一回ナイチンゲール記念章受章	赤十字社連盟の創設	第一次世界大戦	日露戦争	日清戦争	日露戦争	日清戦争	日清戦争

赤十字の輪

「NHK海外たすけあい」キャンペーンと「赤十字シンポジウム」のご案内

世界各地で紛争、災害、飢餓、病気などで苦しむ人々を支援するため、日本赤十字社は1983年以来、NHKと共同で「海外たすけあい」募金キャンペーンを毎年実施しています。そしてこの募金キャンペーンの一環として、多くの方々に国際問題に関心をもっていただくため、「赤十字シンポジウム」を同時開催しています。

赤十字運動誕生150周年の今年、同シンポジウムのテーマは、赤十字が生まれるきっかけとなった「紛争」です。シリアやアフガニスタンをはじめ、世界各地では、今この瞬

間にも紛争が起きています。日本人が巻き込まれる事態も発生しており、決して他人事ではありません。

今回のシンポジウムでは、ジャーナリズム、紛争予防と武装解除、犠牲者支援という異なる視点から、戦闘下の諸問題を取り上げます。日頃あまり報道されない紛争の現実を知ること、日本人にとって「戦い」とは何であるのか、そして国際社会や私たち一人ひとりにできることは何か、ご来場いただく皆さまとともに考えていきます。



出演者
コーディネーター 柳澤 秀夫 (NHK解説委員長)
パネリスト 佐藤 和孝 (ジャパンプレス代表)
瀬谷 ルミ子 (認定NPO法人日本紛争予防センター理事長)
井上 忠男 (学校法人日本赤十字学園常務理事・事務局長)

NHK海外たすけあい

「NHK海外たすけあい」キャンペーンの期間中(2013年12月1日-25日)に日本赤十字社にお寄せいただいた募金は、災害救援や開発協力のほか、ICRCの活動地域で援助を待つ紛争犠牲者などのために使われます。

赤十字シンポジウム 開催概要

日 時 2013年10月26日(土) 14:30-16:30
場 所 表参道ヒルズ本館地下3階「スペースオー」
参加費 無料
申込方法 ICRC駐日事務所HPをご確認ください。
※申込み多数の場合は抽選となります。

たすけあい関連番組の放送予定

■TVシンポジウム:
2013年12月上旬 NHK Eテレ
■「あなたのやさしさを」:
2013年12月上旬 NHK総合テレビ
※放送日時は確定し次第、ICRC駐日事務所HPでお知らせします。

駐日事務所通信

インタビュー



保田文子 ICRCデレゲート(国際職員)

ICRC職員としてヨルダン川西岸地区のナブルスと北ダルフールでの任務を経験。「我々は、武器なき戦士(warriors without weapons)だ。赤十字標章だけを胸に、紛争地の中へ人道支援のために入る」というICRC職員の言葉に感銘を受け、ICRCに入る。最前線の現場で活動している日本人職員に、話を聞いた。

現場で直面した課題、またそれをどう乗り越えてきたか教えてください。

北ダルフールに赴任した後のことです。反政府武装勢力の実効支配地域で、私たちは支援活動を実施するための許可が政府当局から下りない時期が数ヶ月続きました。同僚とともに交渉を重ねるものの、当局からすると「敵」側の地域で人道支援活動をしようとする私たちに同意してくれないのは当然かもしれません。交渉は難航し、戦闘に参加していない市民に対する支援だということ具体的に説明し話し合いを進めました。するとある日突然、当局一行が事務所を訪れ、ICRCの支援物資保管倉庫の点検を要請してきました。あまりにも急なことでしたが、私たちには何も隠すことはないという態度を明示するため、即座にこの抜き打ち検査を受ける決断をし、倉庫を案内しました。

数日後、当局から活動の許可が下りました。当局は、敵に支援物資を届けたくないという理由だけではなく、新しく赴任してきたICRC職員との信頼関係の構築や

活動に対するより高い透明性を求めていたことに気付かされました。

もっとも印象に残る出来事はありますか？

北ダルフールで、反政府武装勢力が捕えた政府軍兵士の引き渡しの仲介と釈放を支援したことは印象に残る経験でした。政府、反政府勢力の双方から受け入れられているICRCは、被拘束者の釈放の仲介者の役割を担います。

それは私が二人の政府軍兵士の釈放に立ち会ったときにことでした。私と通訳者は小さなヘリコプターに乗って、身柄の引き渡し場所として指定されたチャド国境付近の砂漠へと向かいました。ヘリコプターを降りて、蜜気楼が立ち上る砂漠の中を武装グループに向かって歩いたときの胸の高鳴り、そして帰りのヘリコプターで釈放された政府軍兵士が見せた安堵の表情は、今でも忘れることができません。ICRCならではの活動、紛争地で「中立」を貫くからこそできる活動に、私は誇りを感じています。

ICRCの職員として大切なことは何ですか？

第一に、紛争の犠牲となっている人々に寄り添っていくという固い「信念」です。極限状態に身を投じた時、またはあまりの惨劇を目の前に無力感に苛まれた時、なぜICRC職員としてこの時この場所にいるのか、自分自身の中に明確な答えを持つことが必要です。第二に、すべての紛争当事者との粘り強い「交渉力」。争いに習熟している彼らに人道法を盾に正論を振りかざすことは通用しません。対話の中で相手の心を感じ取り、何を考え、行いたいのかを態度で証明しながら関係を構築する必要があります。第三に、迅速な「行動力」です。一瞬の人道スペースを見極め、中立の立場で敵味方関係なく速やかに行動することが、被害を受けた人々の保護と支援だけでなく、ICRCの職員の安全をも守ることにつながるのです。

本インタビューの全文はICRC駐日事務所のホームページをご覧ください。



国際人道法模擬裁判大会 日本予選のご案内

国際刑事裁判所を舞台に架空の問題の審議を原告、被告に分かれて弁論する国際人道法模擬裁判大会を、今年も開催します。模擬裁判では、参加する学生たちの国際法、特に国際人道法の幅広い知識を活かした説得力のある討論がみどころです。白熱する模擬裁判大会の聴講は無料ですが、事前の登録が必要となります。聴講希望者は、右記の連絡先にてご登録ください。

日 時 2013年12月7日-8日
会 場 同志社大学 今出川校地
使用言語 英語
聴講申込 ihlmootcourtjapanround@gmail.com にて受け付けています



赤十字国際委員会 駐日事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門 40MT ビル 6 階
TEL : 03-6459-0750 / FAX : 03-6459-0751

ICRC

ICRC駐日事務所

検索